

公 示

海上運送法第4条第6号（同法第11条の2第3項において準用する場合を含む。）の審査基準について

海上運送法第2条第11項の規定に基づく「指定区間」に係る同法第4条第6号の船舶運航計画の適切性の審査基準（平成12年4月3日中国運輸局公示第44号。以下、「サービス基準」という。）の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和5年12月12日

中国運輸局長 益田 浩

記

指定区間110「大津島」に係るサービス基準を別紙のとおり改正する。

附則（令和5年12月12日）

この公示は、令和5年12月12日から施行する。

指定区間サービス基準改正案

【旧】

指定区間 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
110	大津島	大津島漁港本浦地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日(年末年始を除く)	1日 2往復	各運航ごとの最低 輸送能力 旅客58名 車両6両 ※ただし、車両の 基準については 自動車航送の運 航時に適用
			年末年始	1日 1往復	
		徳山下松港第三区瀬戸浜地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日(年末年始を除く)	1日 3往復	
			年末年始	1日 2往復	
		大津島漁港刈尾地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日(年末年始を除く)	1日 7往復 (うち自動車航送3往復)	
			年末年始	1日 3往復 (うち自動車航送1往復)	
		大津島漁港馬島地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日(年末年始を除く)	1日 7往復 (うち自動車航送3往復)	
			年末年始	1日 3往復 (うち自動車航送1往復)	

【新】

指定区間 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
110	大津島	大津島漁港本浦地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日	1日 1往復	各運航ごとの最低 輸送能力 旅客58名 車両6両 ※ただし、車両の 基準については 自動車航送の運 航時に適用
			年末年始	1日 0往復	
		徳山下松港第三区瀬戸浜地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日(年末年始を除く)	1日 3往復	
			年末年始	1日 2往復	
		大津島漁港刈尾地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日(年末年始を除く)	1日 7往復 (うち自動車航送3往復)	
			年末年始	1日 3往復 (うち自動車航送1往復)	
		大津島漁港馬島地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日(年末年始を除く)	1日 7往復 (うち自動車航送3往復)	
			年末年始	1日 3往復 (うち自動車航送1往復)	